

【第7回 消費者契約法の運用状況に関する検討会提出資料】**消費者契約法において改正を検討すべき点について（たたき台）**

宮下 修一（静岡大学）

1. 消費者契約法の改正の必要性について

消費者契約法が平成13年に施行されてから、すでに13年が経過した。この間、同法の実体法部分については、4条・9条・10条を中心として相当数の裁判例が公表されている。また、消費者団体訴訟の増加とともに、差止請求権行使の前提としてなされる実体法部分の判断も相当数が蓄積されてきている。

これらの裁判例の動向を検討すると、すでに第2回・第4回の検討会で宮下の報告でも指摘したが、消費者契約法の要件が厳格なことから、具体的な紛争解決にあたってその要件を事実上緩和しているケースも相当数見られる。また逆に、要件が厳格なことによって、適用が困難となるケースも複数存在する。中には、消費者契約法は適用されないものの、民法上の公序良俗違反による無効等が認められた事案も存在する。本来、民法では救済が難しい消費者紛争事案に対応するために消費者契約法が制定されたという経緯に鑑みると、同法11条1項で同法が適用される場面でも民法の適用は排除されないとされていることを考慮しても、このような状況には違和感がある（なお一般的には、民法上の意思表示の規定などは要件が厳格に解される傾向があり、必ずしも適用が容易ではない点にも留意する必要がある）。

一方、平成21年に設置された民法（債権関係）部会では、施行されてから100年以上を経た民法の改正へ向けて精力的な議論が続けられてきた。その中では、消費者契約法の実体法部分の内容などを民法の中に取り込むことについて議論がなされたが、最終的には、約款など消費者契約に関連する内容を規定することは引き続き検討されているものの、消費者契約法の内容が直接取り込まれるという提案は否定された。もちろん、意思表示の規定等については要件や適用範囲の若干の拡充が図られているが、消費者契約をめぐる紛争をすべてカバーするようなものとはいえない。したがって、民法では十分に対応できない部分を消費者契約法でカバーする必要性は依然として高いといえよう。

以上のような状況をふまえれば、現行の消費者契約法を見直すことが強く求められているといえる。そこで以下では、さしあたり現在の消費者契約法の規定において改正を検討する必要があると思われる点を指摘することにした（なお、現行の消費者契約法には規定は存在しないが付加を検討することが必要と思われる点については、機会を改めて指摘することにした）。

2. 現在の消費者契約法の規定において改正を検討する必要があると思われる点

(1) 2条（事業者・消費者の定義）関係

- 「事業者」および「消費者」の定義のメルクマールとなる「事業」概念の具体化
→一般消費者と同様に行動する「個人事業主」の保護をどのように図るか？

(2) 3条（情報提供義務）関係

- 事業者の情報提供義務の法的義務化
→金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、商品先物取引法等と同様に、損害賠償義務を法定すべきではないか？
- 消費者の情報活用理解努力義務の削除

(3) 4条1項1号（不実告知）関係

- 重要事項（4条4項）の見直し
→最低限、特定商取引に関する法律（特定商取引法）上の契約取消権の前提となる重要事項で対象とされている事項の範囲まで拡大すべきではないか？
- 勧誘概念の具体化
→広告など不特定多数に向けたものであっても、そこでの表示内容が具体的な契約内容に取り込まれているのであれば、勧誘と同様の取扱いをすべきではないか？

(4) 4条1項2号（断定的判断の提供）関係

- 断定的判断の提供の対象となる範囲の拡充
→断定的判断の提供の対象となる範囲を、収益や利益にかかわらず、変動が不確実な事項であればすべて含むようにすべきではないか？
→さらに、物品・権利・役務その他の当該消費者契約の目的となるものについて誤認を生じさせる言動であれば、変動が不確実な事項であるか否かにかかわらず、広く断定的判断の提供の対象とすべきではないか？
- 断定的な判断の提供の内容
→個別の言動だけ取り出せば事業者の断定的な予想や個人的予想とされるものであっても、全体の文脈の中で断定的な判断であると評価されるものであれば、取消権講師の対象とすべきではないか？

(5) 4条2項（故意による不利益事実の不告知）関係

- 重要事項（4条4項）の見直し
→特定商取引法では、不実告知よりも重要事項の範囲が限定されているが、同法は刑事罰や行政処分の対象となることも考慮してそのような取扱いをしているものと考

えられるため、純粋な民事ルールであれば不実告知と同様の範囲で設定することが可能ではないか？

- 「故意」要件の削除
- 「利益告知」要件の排除
- 「不利益」要件の排除

→特定商取引法と同様に、「事実の不告知」のみで取消権の行使を認めるべきではないか？

(6) 4条3項（事業者の不退去・事業者による退去妨害）関係

- 「幻惑」的な行為をカバーする形での規定の拡充

→催眠商法（SF商法）等の対応をする必要はないか？

(7) 5条（媒介の委託を受けた第三者・代理人）関係

- 「媒介」概念の拡充

(8) 7条（取消権の行使期間）関係

- 短期の行使期間の延長

→消費者契約をめぐる紛争の実態をふまえると、6カ月から3年程度への延長をすべきではないか？

(9) 8条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）関係

- 債務不履行・不法行為の一部免除条項の無効の対象を「軽過失」の場合に拡大

- 瑕疵担保責任の全部免除条項が有効となる場面の見直し

→代物提供・修補が可能であっても、それらが実際には無意味な場合（[例] ペットの売買契約における代犬提供）を考慮する必要はないか？

- 瑕疵担保責任の一部免除条項の無効に関する規定の導入

(10) 9条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）関係

- 「平均的な損害」概念の具体化（1号）

- 14.6%という利率の見直し（2号）

(11) 10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

- 任意規定の適用を前提とすることの見直し

- 信義則違反による限定の見直し